

(旧) 大阪市立大学特定職員の再雇用に関する規程

制 定 令和 2. 3. 31 規程 87

最近改正 令和 3. 5. 31 規程 126

(趣旨)

第 1 条 この規程は、(旧) 大阪市立大学特定職員就業規則(以下「(旧) 特定職員就業規則」という。)第 18 条第 5 項の規定に基づき、公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)を(旧) 特定職員就業規則第 17 条に規定する定年(以下「定年」という。)により退職した特定職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「再雇用特定職員」とは、本法人を定年により退職し、引き続きこの規程により本法人に採用される者をいう。

2 この規程において「フルタイム再雇用特定職員」とは、再雇用特定職員のうち、常時勤務する者をいう。

3 この規程において「パートタイム再雇用特定職員」とは、再雇用特定職員のうち、常時勤務する者以外の者をいう。

(兼業)

第 3 条 パートタイム再雇用特定職員には、(旧) 特定職員就業規則第 30 条に定める兼業を適用しない。

(勤務時間等)

第 4 条 再雇用特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、次条に定めるもののほか、(旧) 大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第 5 条 再雇用特定職員の再雇用をされた年の年次有給休暇は、当該職員が退職時において有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

(自己啓発等休業)

第 6 条 再雇用特定職員には、(旧) 特定職員就業規則第 35 条の 2 に定める自己啓発等休業を適用しない。

(懲戒)

第 7 条 再雇用特定職員について、定年により退職した日までの引き続き特定職員としての在職期間中の行為が、(旧) 特定職員就業規則第 38 条の懲戒の事由に該当したときは、これに対し懲戒に処することができる。

(給与)

第 8 条 再雇用特定職員の給与に関する事項については、(旧) 大阪市立大学特定職員給与

規程に定めるところによる。

(就業規則の適用)

第9条 再雇用特定職員の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、
(旧) 特定職員就業規則を適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3.5.31 規程126)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(再雇用特定職員からの移行)

2 公立大学法人大阪職務限定職員の再雇用に関する規程(以下「職務限定職員再雇用規程」という。)附則第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に大阪市立大学特定職員の再雇用に関する規程の適用を受けていた再雇用特定職員のうち、職務限定職員再雇用規程の適用を受ける再雇用職務限定職員に移行しなかった者については、この規程の施行の日からこの規程の適用を受けるものとする。